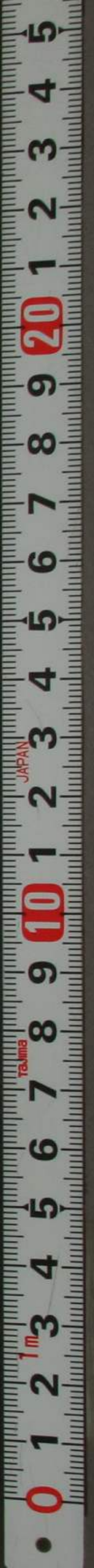




里見八犬傳 拾九編
五十三上



~13
709
105



遠 13
號 709
卷 105



明治三六年
十月九日
購求

南總里見八犬傳第九輯卷之五十三上

東都

曲亭主人編次

第百十勝回下編大團圓

諸將の得失其尾を備ゆ

余程の八犬士等、大禪師の別臨を以て其の理りあるべし俱に退隱の思ひ
あり。是より後國政は都て四家老の相譲りて折々稲村へ出仕あるものも房
總既無異かして人と用る時ありねど有徳一程の東六郎辰相荒川兵庫
助清澄の老病既の身は遍りてうち續き身故りて其子即東小六明相
荒川太郎一清英俱の父の職を紹きて家老の做さる。是より十世忠義の
時に至るまで這四臣の子孫世録のし家老より開が中の杉倉武者助直元へ
見子あり。其の故の弟木曾三从季元を養嗣とて杉倉本性の木曾氏の父

八犬傳九輯卷五十三上

文叟堂藏

氏元故のりて母の姓を目して杉倉と稱し、その本姓は復た是の
後一世の杉倉一世の木曾と名告り、古記録に載る所、里見の四家老杉倉堀
内東荒川と識まし、又木曾堀内印東荒川と識まし、この二所所以
東印東の畧稱を本貫に必下總ありべし。只這四家老の子孫久く相續ま
たるの事、八代士も主君の姫上達を娶し、各男女の兒子の置り、
開が中の大江親兵衛十八歳の時、子と舉りて二男一女あり、家子の大江
真平如心と喚做し、父退隱の後親兵衛と改名を二男、大江大八といひ大江
依久の兒子をけり、他号夫婦を取せ、依久の養嗣とす。初親兵衛が安房の
館山の城を賜りて、那里に親住し、時より大母妙真と瀧田より迎合て、孝養盡
まると、たの静岑姫もよく岳母の仕へ、妙真の過分、城主の大
母の成登りて、何足らざるものも、年七十七八歳を病苦も、むご身故りけり。

只親兵衛の嗣する所、静岑姫不幸短命、三十九歳の秋身故り、ゆひぬ是
年親兵衛の三十歳家子真平十三歳次子大八、十一歳女子、甫の八歳、この
故、後妻を媒妁する者、多くゆれども、親兵衛敢て兼引も、且ゆわう人各妻を
娶るの子と欲するの故、後妻と不幸の第一とす。我の既、男女の兒子三へあり、
且故妻の主君の姫上と、決て後妻を取るべし、と憶ふ、館の姫上八人の内、中
静岑、其長女、年十九あり、時十歳の我、仁の這天縁と結まし、盈て
虧るの所以、さるべし、抑仁の九歳の春、富山の出世あり、事皆做し、ゆごと
ゆ者、身の下總、市河、市人房、が獨子、ゆ、僅の甫の九歳、館山、兩
所の城主の作り、是十二分の造化、ゆ、倘這、真、丁ら、我身、必早折せん。
世の神童と喚做する者、年十歳、小至らざりて、書と善、一画とよく、或の詩と
賦、一歌と詠、文学とま、ゆ、ぬるもの、必人の遊魂の虚弱の小兒、

漏る。この故に神童の短命ありて久しうも備幸の不死と壯年に至る時
其遊魂血氣の壓まで久しう那身の宿るべきを忽然として立去故に其
人遂に思ひ復りて後の聞えを成る者有り我の其等と同くくも年
八九歳の頃より身長四尺ありて文学武藝の助力割桃世の
人の勝まらん皆是神授の所以ありて三十一歳に思ひ復らざらん今も
の姫神の我身を守らざりて立地命終らん余を餘命を食て
後妻を娶らんや古の男子三十一歳に室ありて我の十歳ありて室あり
故に三十一歳に鰥夫の成りぬ物の發生早き者の死亡も亦速に桃の三年の
花を結ぶ故に三十年の必枯ありて桃の一名を短命樹とす
鳥の十七日或は二十一日の卯字する故に飼鳥の七八年ありて必死を獸
或は三月或は五月の生るも人の食を喫ふ者の八九年ありて必斃る只野山に在る

鳥獸の天地と其氣を同じくする人の神仙の如く命の長短の涯りありて
我も野山の鳥獸の成りぬ欲ま己ぬくと頭を掉りて説くと備多りけし
媒妁見のふもさる傳授者感嘆して敬服せざるありけり其の折有人遊
魂を知らしを訝りて是を大江の質問ひて親兵衛公を遊魂の文学技藝何を
かく疑て是を習ひ者其志を遂げず不幸短命ありて死に至れば其魂は三天の
歸るべきを執着して久しう虚空に在るを名けて遊魂といふ是其遊魂或は縁の
觸或は物の感で七人の稚子の漏るるあり或は其子の胎内に在る時より漏るる在り
或は生後後漏るる在り皆虚弱なる小兒の漏るるも壯健なるあり漏るるを
いふこの故に神童の短命ありて究る稀之道理を推して亦怪む足る
者歎と言詳に解示其其人深く感佩して益をばらんとて歎びけり問話休
題這他七犬士の兒子を數るる大山道節忠與ら三男二女の家子の大山

道一郎中心と喚做しう後み改め道節と稱も二男へ落鮎餘之七有種ぬ
 且て他が養嗣とも有種が妻重戸へ後み女子と生て男子ありぬ因て落鮎
 餘之八有與と名告て總北の御士ぬ做りぬ三郎の童年より出家を好ま教む
 及高野山へ登りて兼学年を歴てくる來り念成和尚遷化の後延命
 寺の住持ぬ做りぬ法名を道空とゆい這時より宗旨を改めて真言宗ぬ
 做しうるべし兩個の女児ぬ成長の後十條力二郎十條尺八郎ぬ妻せけり
 又大飼現八兵衛信道も三男一女ぬ家子へ大飼玄吉言人と喚做しう
 後み又現八と稱も二郎へ大飼見兵衛道宣とゆい成長の後許我へ遣しと政
 氏ぬ仕へる三郎へ甘糟糠奴と名けしうおも上總國望陀郡の御士とも女
 子へ大村大学の家子角太郎ぬ妻せけり又大田豊後悌順も二男二女のり家子へ

大田小文吾理順と名けしう後み又豊後と稱も二郎へ本姓那古氏と名告せ
 那古小七郎順明との成長の後下總行徳の御士とも兩個の女児大江眞平大江
 大八ぬ妻せけり又大塚信濃成孝も二男二女のり家子へ大塚信乃成子と喚
 做しう後み又信濃と稱も大江仁が女児と娶りぬ二郎へ本姓大塚と名告
 せ大塚番匠成御との成長の後武藏も大塚へ遣しと御士とも一女へ
 大川義任が子ぬ妻せ一女へ大田小文吾の妻とも又大阪下野胤智の二男
 のり七女子ぬ家子へ大阪毛野胤才と喚做しう後み又下野と稱も二郎ぬ
 本姓粟飯原氏と名告せ粟飯原首胤栄とのおも下總へ遣しと千葉の
 御士とも又大川長挾莊ぬ義任の二男二女のり男子へ大川額藏則任と
 喚做しう後み又莊ぬと稱も一女へ大塚番匠ぬ妻せ一女へ蛸崎照文の
 孫夫とも又大村大学礼儀の二男二女のり家子へ大村角太郎儀正と喚

做なしのち後ま又また大だい学がくと稱なづき二に郎らうの赤あか岳がく正せい学がく儀ぎ武ぶと名な告つせ下した野の赤あか岳がくの御ご士しとも一ひと女にの犬いぬ飼かひ玄げん吉きちの妻つませ一ひと女にの那な古こ小せう七しち郎らうの妻つまとも八はち大だい士しかくの如ごとく
児こ子しの富とみて且かつ其その女に親おや疎そるも其その後のち五ご孺にう前まへの逝し去さの安やすえあり仁にケケ愛あい
馬ま青せい海かい波はも老おいて死しけりも憇くつ而して義ぎ成せい主しゅ世せいを去さりて孺にう子し義ぎ通つうも亦また賢けん
良りやうの君きみされば諸しよ臣しん皆みな憑たもくも思おもひさらぬ不ふ幸しやう短たん命めいめて其その世よ久くらも這この時とき
義ぎ通つうの孺にう子し均くん孺にう凡ぼん尚しやう樺からう一ひと人にん義ぎ通つうの選せん命めいふらて第だ次じ磨ま這この時とき
里り見み二に郎らう實じつ亮りやうとの假かり嗣しとも均くん孺にう成せい長ちやうらも家か督とくとも逸いつ與よとも一ひと人にん
定さだせらる俗よの云い順じゆん養やう嗣しの類るい之の實じつ亮りやう則すなはち四し世せいの國くに主しゅの做なりと上かみ總そうの任にんせ
らる。遮さ莫も其その心こころ術じゆつ父ふ兄けいの似にむも勇ゆうめれども文ぶん口くちめて萬まん事じの慘ま惨ま一ひと人にんければ
罪つみみくて退たいけらる者ものまらりけり當あた下した八はち大だい士しの延えん命めい寺ていへ廟めう參さんの折せつ閑かん室しつを
借かて商しやう量りやうまぬる筈はずあり其その後のち四し五ご日にちを歷れて俱ともの稻いな村むらの城しろの參まりて實じつ亮りやう

主しゅの請せい票ひょうをやり臣しん等らの先せん君きみの寵ちゆう恩おんをもて各おの一ひと萬まん貫くわん文ぶんの大だい録りよくを賜たまりて
各おの一ひと城じやうの主しゅの做なされらる坐ざして食くひ温ぬ衣いて老おいの至いたるを知しらる年ねん既すでに
六む十じゆのまりて猶なほ憇くつている賢けん路ろを室むろの恐おそれありいらる城じやう地ちを返かへらるて
致ち仕しして退たい隱いんせまく欲ほしも愚ぐ息そく等らへ右みぎのも左ひだりのも召めい使しせらるべぐもやとの
連れん署しよ一ひと通つうの願ねん書しよともはからせらる實じつ亮りやう則すなはち其その情じやう願ねんの儘まませらる大だい士し等らの
身みの暇ひまを賜たまり其その子こ犬いぬ塚づか信のぶ乃の大だい阪はん毛もう野の犬いぬ山さん道だう一ひと犬いぬ川がわ額がく藏ざう犬いぬ村むら角かく
太たい郎らう犬いぬ飼かひ玄げん吉きち犬いぬ小せう文ぶん吾ご大だい江かう真ま平へい等らの采さい邑いふ各おの五ご千せん貫くわん文ぶんを賜たまりて
俱ともの犬いぬ頭づかとも其その城じやう地ちの皆みな召めい返かへらる改かへりて各おの其その守まも城じやうの頭づか人にんとも命めいせ
らる。憇くつ而して成せい孝かう胤いん智ち等らの八はち大だい士しの富とみ山さんの峯かみ上うへの觀くわん音いん堂だうの側かたの葎らむを
締ひむ且かつ同どう居きして老おいを養やうまくも七しち個この姫ひめ上うへ達たちも相あ從したがふとらる泣なみらるを饒にぎ
犬いぬ士し等ら各おの是こゝを諫いさりて富とみ山さんの伏ふ姫ひめ上うへの御ご事じのように女に人にんの登のぼるを饒にぎ

されどいりてん身等留りて兒子の養を受多し是も亦親する者の樂と
ありとて町寧み慰むる一人も従ふとを許さず既ふし夫婦父子別臨時
八大各其兒子の遺言とていふ若們共侶ありて勅て君の不忠の行ひを
母の孝を盡まべし安房の僅か四郡を九萬貫文の小地之然と先君臣等八人の秩
禄八萬貫文を賜りし是軍功の恩賞なれども君臣其禄を等しくするに似
たり王副大夫の士の禄の倍も君も御の禄を十倍もこの當らざる然も若們五
千貫文も猶過る折もゆへ辭ひまうて三千貫文の事足るべし君子周
を黨せむ小人の黨して周るむとのり若們八人の俱の周くまべし善
惡も就て黨まべらむも國道ゆへ仕へ國道なる致仕して清貧を樂む
べし貴き其富貴を惜ま然ぬも其職禄を惜ま退く死時の退くされば
竟の敗を取ざる者稀之是を思へくと一口舌より出るが如く共侶の教

訓とてうち連立つ富山の至りて山居と二よび出む初は老實なる奴隷而
三名を使ひて薪水の事と任用せし後め其も煩しと皆身の暇を取らむ
八大同居なるの春は麓の花鳥を友と秋は峯上の丹楓を酒を夏は
溪川の水を掬冬は爐の團坐して落葉を焼のぞ俱に天命を樂みて浮
世の事を忘るゝ似たり徳而二十稔許を歴ぬる程の竟の火食せむあり
けん折々兒子等が奴隷とて贈りぬ依米塩衣裳も今の要ありと受む
大の時城戸姫竹野姫鄙木姫琴姫濱路姫小波姫茅姫へ年各
既の老て漸々み身故りありども其良人より八大士の今に至るも顔
色衰へど峯の上り谷の下るも飛鳥よりも易げめて其在ると稀と空
えし後の八大士等俱に心許なく思ひて有一日各伴當を將てうち連立
富山より其至りて親を訪ふ成孝胤智仁礼儀義任忠與信道悽順



八代傳九輯卷五十五

七



のちちり
 後の八代士
 番ちえ
 俱小父の山
 きよとろ
 居と訪処

八代傳九輯卷五十五

○文治堂藏

大村南太郎

大飼善吉

大田小文吉

大川吉藏

大坂もの

大江幸三

大谷の

ら。豫是と知る如くうち聚ふて其の内在り既に坐定りて亂智諸子の向ひて
 のち。汝等の思へも先君御父子の仁義の餘徳衰へて内乱將み起ら
 まく。這故に我等八名杖と曳き山を下りて館。并み義豊君。并み義豊君
 思へも當館へ各畜之久く借りと返されば是を奪ふ所以と知らむ。義豊君
 孝順らねば諫て听るべし。開き听れども知りあらず。犯して身を殺まの益あり
 夫危邦の入りらざらば。乱邦に居るを。這故に酒家八名の當所を去りて他山の移ら
 まく。汝等盡く俱に致仕して共他御へ去らむ。とて。成孝忠與仁。禮儀義
 任。信道悻順も各其子と警言を汝等。倘惑を取りて其職禄を惜むの故に
 去て黨する事あり。必親の名を降さん。只速に去へば。異口同様の教諭に
 犬阪胤也。大山中心。犬塚成子。大江如心。犬村儀正。犬川則任。犬飼言人。犬田
 理順等の感涙坐臥吐ひまじふ。蹶然と畏みて。頭を低てありける。程の其事あり

やく果へ。俱に頭を拾ふ。怪む。八個の公箱の忽焉とあり。どぞ做りて室中の
 顔郁る。異香連り。其熏るの。其適く所を知る。よければ皆愕然と驚き
 原來大人達の仙術を。乃ゆひけん然しも。廣き這山を。那里と投て索ぬべし
 猶再會を願ひ。けれとうち咳くの。せん術を。共侶の山を下りて。次の日
 連署の願書を。稻村の城へ。はかり。各病を。推けて。身の暇を。請稟す。實
 亮も。思ふ。やゆりけん。其情願の。儘まべ。と。八犬俱に。身の暇を。賜りて
 采邑各五千貫文を。召放る。遮莫後の。八犬士の。俱に。貯禄を。匿く。ねば
 各宅眷を。携て。是より。久く。他御あり。其後。幾程も。當主里見
 實亮と。其兄。義通の。獨子。里見。義豊と。確執起り。て。房總。果して。辭
 る。後。竟に。實亮。戦死。し。義豊も。亦。敷。れて。義亮の。世に。做り。士
 民安堵の。思ひを。ぬ。其時。義亮。後の。八犬士の。有評を。索ねて。連り

是を招きいふ大士等も只得宅眷とおぼし上總の九瑠璃へかへり來り然ども
各老を告て敢て仕途を就きければ義亮則其兒子三世の八大士を召出
て來邑各五千貫文を賜りて俱大兵頭とす。這八大士も父祖と同稱を
武勇智計も亦父祖の劣らざる義亮義弘二世の國主にして軍陣の
毎の戦功のむごとのふとなく其名を阪東に揚みける。然る又政木大
嗣の葛羅媛を娶りしより二男一女あり家子の佐太郎との後又大
稱を二郎の世と早くせり女子の成長の後實亮の側室の御りぬ世々大田木の城
主の子孫稱を同じと孝嗣より四世の孫政木大時綱一人當子の勇士
ゆゑ里見義弘の仕ふ義弘國府臺の北條氏康と戦ひ利なくして退く時
政木大全殿と敵十五騎を斫て落して主と極ひ勇士なれども生平強飲
りければ義弘の世と去り比政木時綱の吐血と暴死けり嗣は兒子あり

大田木の政木氏に絶り。這故の義頼の弟里見前九郎と政木氏の名跡の
あて政木大全義嗣と名をせ安房の館山の城并米邑一萬貫文を賜ふ這
大全も勇士にて軍陣毎の先鋒の頭人なり其名遠近に傳えけり然る國令
大田木の政木氏といふは家中の政木と唱へ又里見の政木氏といふは御内の
政木と唱へて是を分ちぬ或へ云政木時綱戦功ありて義弘是を譽て
濱秋の地三千貫文を加増せんとし惜そ與さうければ時綱怒り
天正六年義弘卒去の時時綱猛可の兵と起り濱秋の地を掠りけり當
下隊下の老兵卒目岡四郎と喚ばる者其非を擧て諫る時綱酒の醉み
乘りて酷く岡四郎を鞭ち懲りて帳中醉臥しけり岡四郎是を怨りて現ひ
より時綱を刺し時綱刺さるる巻を固めて岡四郎の玩術を捷折さる
岡四郎も俱死にけり時綱横死して兒子ありども他は當藩の第一の

勇士めて敵の名を知られし者るれば断絶まじりむとて義頼則弟里見
 箭九郎と政本氏の名跡ふし又政木大全と名告るるといふ兩説ありまの
 他十條カ三郎尺八も子孫ありて義亮の仕ふ石龜次團太の養嗣越御
 三も妻を娶りて子孫ありて焼雪代四郎音音曳の節單ハ皆老樂めて
 長壽をのび又蛭崎満呂安西磯崎金碗天津も子孫世々相續む
 只初世の八武士其終詳るるむ皆地仙の做りと富山の在りとこの正可
 目數せし者る。まの故の二世の八武士等相別れ一日を忌日とし延命寺の
 八箇の墓表と建けり里見義亮其創業の功臣とせしと八武士の本主と
 廳月院殿の位牌堂の列置せ春秋毎の國主みづり是を祀りぬ
 蓋里見十世の畧家譜の實と撈りて下の載る看官前後を併見べし抑
 里見の家臣有名の者向水五十三太枝獨鉦素多吉等も至るる都て恩

賞ふ與りて各其職の就し一ハ皆上の盡しられ少留てあふのむ猶且聊餘
 譚あり本傳の見とす諸將師の後の成敗得失も詳るる者るる者るる
 遺憾多しむらね亦是実録の据て各其尾と備むとあり亦前後を照見
 却説京都の管領細川政元の文明十八年より復召返されて即原職の復
 任と其後將軍義尚二十五歳めて鈎里の陣中の薨で義政嗣をければ弟義
 視の子義茂と養ふて將軍とを其後程々義政も薨ぬ是より政元權と
 弄び政を次心みて威勢有と比る者る。愆而永正四年の春政元が屏居の家臣香
 西復六が子香西再六も一日疾病なくして頓死せり。父復六も晝に罪ありて
 今に至るも久しく出仕を禁められてあり。其子徳用はさき今又再六も晝余の
 身故り。哀傷の涙なる方もな折梢地の告る者ありて往る日我君ハ再六の愛
 宕祭祀の供物を賜りて并に嘯し。再六主ハ猛可の心地悩く。多るひ。まのひ。

復六使て原來我子に毒殺せしこと主を怨むるの酷く竟政元の右筆
戸倉鴉四郎と喚ばる者黄金を食せて政元を絀せし時永正四年六月
二十三日の夜政元の愛宕祭祀の修法の爲浴室に入りて鴉四郎を以て只一刀
刺殺しけり當下政元の近臣波々伯部忠一義列這光景を敬馬に走らせりて組
あつ又一刀瘻を刀具くを仆れし死せり。倭而香西復六を政元の養子澄
之を執立て嵐山の城に入る威勢を見て利を欲する不義の徒兵討つる益政
元を素より外道を修まるの故の妻もく子もなけれが関白尚經の季子を養ひ
執て九郎澄之と名告せて雪吹姫と妻せし雪吹姫は又病めて幾程もく身
故りけり其後政元は又四國の一族讀岐守元勝を子六郎澄元を養嗣をなけり是
より安房の長臣三好長輝の澄元を執立て馳て安房より攻登りて香西復六を
伐程の波々伯部忠一義列の澄元の隊に従ふて獨真先の我とつ戸倉鴉

四郎を撃ち捕けり介程の復六を勢究り城陥りて那身の流箭の中にて死けり。
然る九郎澄之の只得寄隊の降参して祝髪入道ありけり是よりして三好
氏世の顯を威勢竹を破如く後竟天の下の政を執み至り休題再説扇
谷定正の敗軍の後幾程もく又顯定の棄て軍威振ふぐもわがれ只得
大石憲儀を鎌倉へ遣して屢和を講せしども顯定敢従つて且欺そのやう
大夫定正と危くせし巨田道灌之他扇谷の大夫でありあがり君の安危を見
らんと安全とて糟屋の在り是を忠臣といへば風く道灌を誅戮まらる。我
扇谷と和睦と兵を合せて會誓の恥を雪めんとといひて定正愚みして悟ら
則大石憲儀を伐隊の頭人ありて糟屋を造りて道灌を誅せし時文明
十八年七月二十六日憲儀則一千五百の選兵を従て悄地の糟屋へ推寄り門
戸を毀ち堀を破りて短兵急攻入りけり有徳折しも道灌は浴してのりし。

是をゆき遅けども、毫も氣色なく、徐に湯盤を立出て身を拭ひつゝ衣を被て、帯と結んとする程、既小綱入る寄隊の軍兵浴室の杉戸を蹴放ちて、鎧閃らうとて道灌の膳を馬致と刺き然れども、道灌敢仆れど、先其帯を結び果て引核んとせし敵の鎧の輕巻楚と握禁ちてわをれ等ね一歌ありと制めて又聲高やうふ。

ささぐの其妄想を容れあり、堪忍裏今破きけりと詠せも果を鎧引核て叱を刺ぞ衝留けり、道灌の日の光景在昔唐山橋の仲由子路が戦歿の折敵の矛を縫れるが兜の傾きを正しけると同日の談へと識者併て譽ふ。

又件の舜世の歌を謬傳せたる時、さそ命の惜らうらかねて身と思ひあらむとの歌と物あるせしものさそも其歌の慕京集に見えて舜世のあらざる同話休題の日の糟屋の館の士卒僅五六十名のうら防ぎ戦ふまでも、志ある兵々綱入る敵と引組んで刺違々遺るく戦歿さうけり、憊而大石

憲儀の道灌の首級捕て館の火を放け焼亡し、馳て凱陣さうけり、介程の巨田新六郎助友の宿願の目ありて鎌倉鶴岡の八幡宮へ参詣せん、その日那身の宿所不在らむ、次の日の凶変を修めて、齒を切りて怨れども及ぶとも、されば只得伴當の丹が儘身の暇を取せ、那身の由縁の家み潜ひて居り、浮浪既、年を歴く、北條氏綱、綱に従ひし思ふ人も似も人並を徒に光陰を過ぎの三重用せざるべくも、あらは辭去りて安房の赴き、里見氏小仕し、北條氏と闘戦し、屢武勇を顯して、其名高く、然れども又扇谷定正の山内顯定、謀れて罪を道灌を誅せし、白石小幡も殆そ軍配に従ひ、膳山内顯定、五十子の城を夜敷せし、まて走りて河鯉の城を柱へけり、その時式部少輔朝寧の戦歿、大石憲重、憲儀、白石重勝等、皆顯定、降参さけり、是より一七顯定の威勢あり、似たり、既小後、小敵あり、北條早雲、其子氏綱、の武勇胆畧、富よ、まへ、屢小儀

推寄て鎌倉を攻伐し、顯定竟に戦負て武藏へ退るを柱へり、憊而扇谷
 定正、明應二年十月五日、河鯉の城を卒らぬ、享年五十二歳、其後顯定の
 河鯉の城を攻て朝良と戦ふ程、北條氏綱其厩よりて武藏を過半伐捕
 る、顯定竟に朝良と和睦して俱に北條を防ぐ程、明應七年六月十二日の
 間、戦し、兩管領の軍敗れ、顯定陣中、戦死す、享年五十七歳、是より先、
 顯定の祝髪入道して法名を可諱といひけり、其子憲房、殘兵を將て上毛走ぬ
 是よりして山内扇谷の両家衰へて一人、北條氏武相の間、跋扈せり、然るに
 葉自胤の孤城防ぐ力及ばず、竟に北條の降りて、後、信濃へ移りて
 子孫安をせむるにけり、又三浦義同の老後、入道して法名を道寸といふ、父子
 俱に勇士なれば、孤城を守りて敢屈せむ、屢に北條と戦ふ程、永正十五年七月
 十一日、竟に勢究りて免るべし、其子義同、入道道寸、其子景三

郎と共、侶の敵を撃つと、勢うも、景三郎の戦死し、那身の城の退りて、城樓の火を
 放り、腹撥りて煙の中、臥せり、時、うらも、撃つるものも、土器を碎けて、後、
 のこのつらと、と、辭世の歌を高く吟じて、灰燼と作りて亡ひけり、并に中成氏を
 幸ひして、勅敵の攻らむと、那身の明應六年九月晦、享年六十四歳、卒らぬ、其
 子政氏、長尾景春、入道伊玄、後見せらむと、許我の一城を保つ元目子孫猶も
 相續して、其基氏より九世及び、その世の人は、是を鎌倉管領九代と、又長尾景春を為
 景の時、小至りて、越後の、佐渡も、も、盡伐、從て春日山を居城と、子孫是も
 繁昌、昌けり、又結城の成朝、良將の、と、地を削り、と、も、子孫數世相
 續、去けり、と、皆、後、の、話、然、關東、の、諸將、の、成敗、の、當時、か、の、如、く、な、れ、ば、
 里見、の、封内、無異、の、後、安、けり、程、の、義實、老侯、の、長、亨、二、年、四月、十六、日、
 卒らぬ、次の年、延徳と改元せらる、嘉吉元年より、卒らぬ、至りて、春秋、四十七年と

へ。よ。ま。な。か。ら。き。り。ら。く。と。た。十八歳。卒。年。六十五歳。下。則。白。濱。
 歷。義。實。結。城。没。落。の。時。十八歳。卒。年。六十五歳。下。則。白。濱。
 延。命。寺。葬。中。興。の。相。傳。と。り。て。廟。墓。究。り。て。嚴。重。其。忌。日。四。月。十六。日。
 結。城。落。城。の。月。日。と。同。人。是。と。一。奇。と。二。世。義。成。の。文。龜。元。年。四。月。十。五。日。卒。
 三。世。義。通。嗣。義。通。の。文。龜。二。年。二。十八。歳。を。早。逝。と。一。説。の。永。正。十。七。
 年。二。月。朔。日。四。十八。歳。を。卒。と。い。ふ。と。孰。く。実。を。知。ら。ず。時。の。義。通。の。櫛。子。均。
 九。六。の。時。甫。の。七。歳。之。其。幼。小。の。故。義。通。遺。言。と。弟。實。亮。義。成。の。二。男。
 橋。成。長。及。び。家。督。を。渡。さ。し。實。亮。初。上。總。の。宮。本。の。城。主。と。せ。し。後。
 九。留。璃。の。城。の。移。る。於。是。稻。村。の。城。の。移。住。と。則。上。總。の。任。せ。し。其。性。驍。勇。の。
 又。然。大。永。五。年。實。亮。房。總。下。總。常。陸。武。藏。五。ヶ。國。の。兵。を。領。て。相。摸。の。三。
 浦。を。攻。て。戦。ひ。克。ぬ。同。六。年。鎌。倉。の。戦。ひ。再。び。克。ぬ。と。い。ふ。左。右。の。程。均。橋。成。
 長。と。名。を。義。豐。と。し。其。性。勇。の。武。藝。を。嗜。り。と。り。と。實。亮。兄。義。通。の。

遺。言。の。背。を。義。豐。の。家。督。を。渡。さ。し。義。豐。是。と。怨。り。是。より。房。總。の。諸。士。
 義。豐。黨。實。亮。黨。と。藩。中。兩。國。の。別。れ。確。執。を。大。が。呼。云。内。乱。是。義。豐。
 遂。の。其。黨。兵。を。お。て。屢。稻。村。の。城。を。攻。て。迭。の。勝。負。の。り。天文。二。年。稻。村。の。城。戦。ひ。
 敗。れ。實。亮。竟。の。戦。死。を。義。豐。則。自。立。し。上。總。の。九。留。璃。を。居。城。と。し。亦。上。
 總。の。任。せ。し。天文。三。年。實。亮。の。子。義。亮。亦。黨。兵。を。お。て。九。留。璃。の。城。を。龍。衣。の。
 蓋。父。の。雙。言。を。復。さ。し。城。竟。の。陥。り。て。義。豐。戦。死。を。義。亮。則。自。立。し。左。馬。助。の。
 任。を。因。て。九。留。璃。を。居。城。と。し。後。の。鬼。本。の。築。を。其。新。城。の。移。る。當。時。三。浦。の。
 兵。の。江。を。渡。り。來。て。折。々。寇。ま。る。と。防。ん。爲。之。天文。十。一。年。秋。七。月。義。亮。足。利。義。
 明。と。俱。下。總。の。國。府。臺。の。北。條。氏。綱。と。戦。ふ。義。明。の。當。時。上。總。の。八。幡。の。
 居。り。因。て。時。の。人。八。幡。御。所。と。し。其。性。驍。勇。の。智。恵。を。示。す。の。日。の。閉。
 戦。初。の。勝。の。無。と。い。ふ。竟。の。八。幡。の。隊。より。敗。れ。て。義。明。の。陣。死。を。義。亮。

敗走して上總へ還る。是より葛飾羊郡葛西を失ふ上總も亦諸城主の
叛く者多し。真里谷信政魁首なり。義亮則椎津の城を攻て信政を
誅伐し。信政戦死す。諸城主の叛く者咸降る。義亮又上總と平均
す。徳而義亮へ天文二十年卒りぬ。則香華院あり。府中の延命寺へ
葬る。延命寺の義亮の時府中へ遷す。一々。義亮卒して其子義
弘嗣ぐ。義弘も亦驍勇なり。且閑戦を好り。則左馬頭の任せらる。上總の
佐貫と居城とき弘治二年義弘其子義頼と俱兵をわて江を渡して
相模の三浦を攻て北條と戦ふ。義弘大に戦ひ克て三浦四十八郷を畧す。是
より久しく里見の封内とき永禄七年義弘又北條氏康と國府臺を戦ふ。
義弘大くうち負て國府臺の城陥入る。是より下總の里見の寓む皆北條の
有し。做りぬ。是より後も北條氏と闘戦已まじ。天正六年義弘卒して義頼

嗣ぐ。則安房守の任せらる。又鬼本を居城とき。鬼本其地。天正五年北條氏と
和睦して氏政の女を妻らる。其後和議破れて小使兵小攻らる。十八年以後
始て安堵を去の時義頼從四位侍從より是より後三世皆侍從に叙せ
らる。因て時の人安房の侍從と唱ふ。義頼卒して其子左馬頭義康嗣ぐ。
安房の館山を居城とき。義康の子安房守忠義に至りて十世。獨義豊と
除きて九世ときと云。事皆實録よりて畧記なるもの。夫らども除くべしむ識者是を
論ど。曰義豊の叔父實亮を撃て是を殺して自立せる其罪五逆に當れり。
夫らども又實亮も罪あり。兄義通の託孤の送命を受か。うごが子に傳へ
まく欲して義豊が人となり。子久しく借て房總を返さ。まの故の禍蕭牆の
中より起りて。竟小身を殺さ。至まり。有恁れ。里見の世代の義豊を除く。死に
示實亮をも除くべし。今實亮を除さると。其義豊をも除くべし。まの故の本



八犬仙
山中遊
戲圖



傳の作者按さむるふ里見軍記の義豊と義通の弟とて實亮と確執のるる。且實亮を世代に載せむ又義弘と義亮の弟とも并に訛其甚一同書の義實の長亨三年四月七日卒を法號獻珠院殿建寶興公居士義成法號の廳月院殿大幢勝公居士とのまじも延命寺の過去帳の据みわらざれば真偽いまご詳さしむど又按さむる里見北條と國府臺の戰ふ事里見軍記の義亮弘二世初中後三戰とも又普通の軍記の永祿七年の一戰の事とも義明の陣歿も大の折の事ともさらに謬之蓋國府臺の開戰の天文十一年義亮の時と永祿七年義弘の時と前後二度を義明の陣歿の天文十二年の役を軍記の録も所違ふ是等の要多く辨別なれども筆の次小誌の復説初八犬士の安房の聚合時義通とと水陸の兵馬調煉の山路みて獲くるといふ靈芝十莖の凋榮をりと今里見十世の榮枯得失の相照して

是を考れば正前北の似う看官是を思ふべ益八犬士一世の功名貴小を娶て大祿の飽るも竟まば俱の南柯の一睡長安飯店の枕の異をも抑人世の果敢るは慈を林示る情を裂れて善を蓋つ惡を做さし其行ひを慎んで生ての天地の恥ると多く死して子孫の後榮ある古の人の跡と見て善を擇んでもて異世の師と做さし人皆八犬士とらんるもうたぬ似て難うるべき約莫人の君とる者の只良臣と擇び在り庶人の良友と擇び一良臣のりて治らざる國をく良友ありて不善の人なり何ぞ兄弟を死を真愛んや當時没魄る浮浪の身をもて鷄鳴く関の東を基と開き地を啓て竟の大諸侯の做り登る里見氏と北條氏の北條の里見の倍して多く國を獲たれば早雲氏綱氏康氏政氏直五世の後絶つ里見の房總二國を獲たれば子孫十世傳への義實義成二世の俊德仁義善政の餘馨をも民の是を思ふと深

長き一所以るべし。議は是美談なり。詩あり歌あり證あり。

里見名臣八犬傳 精編百卷集珠全

誰云咱惡他戲謔 驚歎流行獨傑然

ぬしを志す犬てふ八の氏人のたふる玉るまぢのむらひ

浮上萍のうたゝまきびのまゝの筆とよぶの根を葉

詩へ自負放言の似れども。江湖億兆の指目の指し見所実かくの如き而已。

然る浮萍のうたゝる根なりども。好看官は是をとりてみる。敬言人を敬言然らぬも。

亦是不由て彼岸の到るを迷ひの津を啓くもあらん。欵左の右の病眼哀瞥。

筆硯不自由の作りより。只得婦幼の字を教え假名を誨る代寫させ。悄

全局を結び託看官作者の勉むるを知るべし。又

のりまの見る人も八重まこれかろや。目小のめとる書

九輯五十二上終

